

第9回兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成28年11月8日（火）午前10時30分～
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

(2) その他

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検について（資料1）

3 閉 会

第9回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項)

平成28年11月8日

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

兵後広第584号

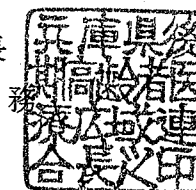
平成28年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

(1) データ内容

別紙「レセプトデータ抽出仕様について」に記載する抽出条件に該当する後期高齢者医療レセプトデータのうち、下記の項目（以下「本件データ」という。）

保険者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、郵便番号、
年齢（生年月日）、診療年月、医療機関コード、医療機関郵便番号、
診療行為コード、診療行為名称、診療行為点数、傷病名コード、傷病名、
算定回数、日付、診療実日数、レセプト全国共通キー

(2) 年度区分

平成26年度及び平成27年度の2年分

また、平成28年度分以降は、毎年9月頃を目途に前年度分の提供を行う。

2 提供先

神戸市

3 提供方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が本件データの提供について承諾した後、後期高

年齢者医療レセプトデータを管理している兵庫県国民健康保険団体連合会が本件データを作成し、電子媒体により神戸市に提供する。

4 神戸市から第三者へのデータ提供について

本件データの分析は、神戸市の外郭団体である一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団に委託し、データ分析のための本件データと介護保険データとの突合作業及び統計表の作成作業は、一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団から医療コンサルタントの株式会社ソラストに再委託されることとなっている。

そのため、神戸市に対し、第三者に本件データを提供するにあたっては、契約等により個人情報の厳格な取扱いを行うことを条件として課すものとする。

5 データ提供を受ける第三者

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
株式会社ソラスト

レセプトデータ抽出仕様について

1. 概要

医科診療報酬点数表のうち、初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）を算定している後期高齢者医療レセプトデータ情報を抽出する。

（対象保険者）

神戸市9区＋北須磨支所

2. 仕様詳細

(1) 抽出条件

- ア 後期高齢者医療レセプト
- イ 抽出対象保険者で神戸市内・市外医療機関受診レセプト（県外含む）
- ウ レセプト電算処理による請求分（紙レセプト請求分は除く）
- エ 一次審査返戻分及び過誤返戻分を除く
- オ 初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）に区分される診療行為コードを含んだレセプト情報から抽出

(2) 抽出対象診療年月

平成26年度と平成27年度の2年分

※データベース上に保持する全てのデータから抽出する。

(3) 抽出項目

- ア 保険者番号 8桁で表示 3928XXXX
- イ 被保険者証の記号・番号 8桁で表示
- ウ 患者郵便番号 7桁で表示
(診療年月の1日時点の被保険者郵便番号を取得)
- エ 性別 男「1」女「2」
- オ 年齢 3桁で表示(診療月の1日を起算日として生年月日から計算)
- カ 診療年月 和暦5桁で表示
- キ 医療機関コード 10桁で表示 XX1XXXXXX
- ク 医療機関郵便番号 7桁で表示
- ケ 診療行為コード 9桁で表示 初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）に区分される診療行為コード
- コ 診療行為名称 診療行為の名称
- サ 診療行為点数 診療行為の対象となった点数
- シ 傷病名コード 7桁で表示
- ス 傷病名 傷病の名称
- セ 算定回数 診療行為の対象となった回数
- ソ 日付 1日～31日を項目設定、各項目に算定した回数を取得
- タ 診療実日数 対象となった回数
- チ レセプト全国共通キー レセプト単位に付番されたコード

(4) ソート順

診療年月、保険者番号、レセプト全国共通キー、診療コードの順

(5) 出力形式

CSV形式で出力

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

平成19年3月29日

条例第19号

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報（特定個人情報を除いた個人情報をいう。以下同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに特定除外個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該特定除外個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該特定除外個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

神保健地医第 624 号
平成 28 年 10 月 28 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
連合長 蓬萊 務 様

神戸市長 久元 喜造



在宅医療に係るレセプトデータ等の神戸市への提供依頼について

平素は本市行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市におきましては、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、在宅医療の推進をはじめ、医療と介護が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。在宅医療につきましては、兵庫県地域医療構想において、2025 年の神戸圏域における需要が現況と比べて、1 日あたり約 1 万人増加するとの推計が示されており、地理的利便性や社会資源の状況等によって異なる在宅医療の状況を把握したうえで、推進のための施策展開を検討していく必要があると考えております。

つきましては、神戸市内の後期高齢者の在宅医療の現状を把握することを目的に、貴広域連合が保有する神戸市の後期高齢者医療被保険者にかかる在宅医療のレセプトデータにつきましてご提供賜りたくお願い申し上げます。

なお、提供条件等につきましては、下記のとおりですので、ご検討のうえ、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 提供を希望するデータ及び年度区分

(1) データ内容

別紙「レセプトデータ抽出仕様について」に記載する抽出条件に該当する後期高齢者医療レセプトデータのうち、下記の項目

保険者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、郵便番号、
年齢（生年月日）、診療年月、医療機関コード、医療機関郵便番号、
診療行為コード、診療行為名称、診療行為点数、傷病名コード、傷病名、
算定回数、日付、診療実日数、レセプト全国共通キー

(2) 年度区分

平成 26 年度と平成 27 年度の 2 年分

なお、平成 28 年度分以降は、毎年 9 月頃を目途に前年度分の提供をいただきたい。

2 データ保護について

貴広域連合よりご提供いただくデータに、氏名は含まれませんが、個人番号（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）が含まれるため、「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に取り扱います。

3 神戸市から第三者へのデータ提供について

ご提供いただいたデータの分析については、本市の外郭団体である「神戸在宅医療・介護推進財団（本市と神戸市医師会等の出捐により設立）」に委託し、データ分析作業は、神戸在宅医療・介護推進財団から医療コンサルタントの株式会社ソラストに再委託します。そのため、神戸在宅医療・介護推進財団及び株式会社ソラストに本件データを提供いたします。

なお、本市と神戸在宅医療・介護推進財団の間では委託契約を締結し、契約約款に基づき、厳格に個人情報の保護に努めます。また、神戸在宅医療・介護推進財団と株式会社ソラストの契約についても、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規定」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、神戸在宅医療・介護推進財団からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付けます。

4 データ提供先

神戸市保健福祉局健康部地域医療課

5 その他

その他、データ授受にあたり必要な事項については、貴広域連合の指示に従います。

6 添付資料

- ・レセプトデータ抽出仕様
- ・在宅医療データ分析調査の概要
- ・レセプトデータ等の授受に関する協定書（案）
- ・神戸在宅医療・介護推進財団との委託契約書
- ・兵庫県地域医療構想の概要
- ・神戸在宅医療・介護推進財団と株式会社ソラストの委託契約書（案）
- ・神戸在宅医療・介護推進財団の概要

以上

レセプトデータ抽出仕様について

1. 概要

医科診療報酬点数表のうち、初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）を算定している後期高齢者医療レセプトデータ情報を抽出する。

（対象保険者）

神戸市9区＋北須磨支所

2. 仕様詳細

（1）抽出条件

- ア 後期高齢者医療レセプト
- イ 抽出対象保険者で神戸市内・市外医療機関受診レセプト（県外含む）
- ウ レセプト電算処理による請求分（紙レセプト請求分は除く）
- エ 一次審査返戻分及び過誤返戻分を除く
- オ 初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）に区分される診療行為コードを含んだレセプト情報から抽出

（2）抽出対象診療年月

平成26年度と平成27年度の2年分

※データベース上に保持する全てのデータから抽出する。

（3）抽出項目

- ア 保険者番号 8桁で表示 3928XXXX
- イ 被保険者証の記号・番号 8桁で表示
- ウ 患者郵便番号 7桁で表示
(診療年月の1日時点の被保険者郵便番号を取得)
- エ 性別 男「1」女「2」
- オ 年齢 3桁で表示(診療月の1日を起算日として生年月日から計算)
- カ 診療年月 和暦5桁で表示
- キ 医療機関コード 10桁で表示 XX1XXXXXXXX
- ク 医療機関郵便番号 7桁で表示
- ケ 診療行為コード 9桁で表示 初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）に区分される診療行為コード
- コ 診療行為名称 診療行為の名称
- サ 診療行為点数 診療行為の対象となった点数
- シ 傷病名コード 7桁で表示
- ス 傷病名 傷病の名称
- セ 算定回数 診療行為の対象となった回数
- ソ 日付 1日～30日を項目設定、各項目に算定した回数を取得
- タ 診療実日数 対象となった回数
- チ レセプト全国共通キー レセプト単位に付番されたコード

（4）ソート順

診療年月、保険者番号、レセプト全国共通キー、診療コードの順

（5）出力形式

CSV形式で出力

在宅医療データ分析調査の概要

1 調査目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療の推進をはじめとした「地域包括ケアシステム」を構築することが急務の課題とされている。

平成28年10月28日に策定された兵庫県地域医療構想においては、2025年の在宅医療需要が現況と比較して、1日あたり約1万人増加するとの推計が示されている。今後はこの推計に基づき、地域包括ケア病棟や在宅療養支援病院・診療所等の整備促進、及び訪問看護ステーションなどの在宅医療基盤を確保することが必要となっている。また、患者が自宅等でQOLの高い療養生活を送るためには、在宅医療の充実に加えて、患者やその家族の生活を支援する介護サービスや相談支援サービスの充実も必要である。

本調査は、後期高齢者医療レセプトデータと介護保険データをもとに、市内における在宅医療の実施状況や高齢者の現状などの実態を把握し、在宅医療・介護連携の推進事業や地域医療施策推進の参考とすることを目的としている。

【在宅医療の定義】

在宅医療とは、広義には病院外で行う全ての医療のことであり、狭義には医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者が、往診及び定期的に患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称である。

今回の調査における在宅医療の定義は広義で捉えるものとする。

2 実施概要

- (1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合に対し、神戸市内の後期高齢者のレセプトデータの提供を依頼
- (2) 収集した後期高齢者医療レセプトデータと介護保険データを突合作業することにより、在宅医療を受けている後期高齢者の要介護度や介護保険サービスの受給状況等を把握
- (3) 上記レセプトデータ等に基づき、医療と介護の連携の観点から、在宅医療・介護の提供状況に関する統計資料を作成し、在宅医療を受けている患者のニーズや在宅医療の課題を把握するとともに、必要なサービスがバランス良く提供されているかどうかを分析し、在宅医療の質向上に向けての改善策を検討

※実施にあたっては、一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団への委託とする。

また、必要に応じて医療コンサルタントの株式会社ソラストに再委託する。

【神戸在宅医療・介護推進財団について】

神戸在宅ケア研究所として、昭和62年の設立以来、医師会と連携しながら訪問看護、リハビリテーション病院、老人保健施設、地域包括支援センター、調査研究などの事業を運営してきた。平成28年度からは、神戸在宅医療・介護推進財団に名称を変更し、在宅医療・介護連携支援センターを医師会と共同運営するなど、新たに神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として活動している。

3 主な調査内容

- ・各区の患者における在宅医療の利用回数、利用内容及び地域格差
- ・医療機関における在宅医療の提供回数、提供内容、診療報酬等
- ・夜間対応、緊急対応、在宅ターミナルケア、看取り等の診療行為、要介護度・介護サービスの提供状況
- ・年齢階層別の在宅医療の利用内容及び受診率等
- ・その他、地域包括ケアシステムの構築に資する項目

4 調査資料の活用

神戸在宅医療・介護推進財団より調査結果報告書を受け取った後、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う「神戸市地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」において、医療・介護関係の有識者の意見をいただき、市の施策展開へとつなげていく。

【神戸市地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会 構成団体（予定）】

神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会、兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会、兵庫県精神科病院協会、神戸市民間病院協会、神戸市ケアマネジャー連絡会、神戸市老人福祉施設連盟、神戸介護老人保健施設協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、兵庫県社会福祉士会、兵庫県立総合リハビリテーションセンター、神戸在宅医療・介護推進財団等

5 調査・分析スケジュール

- ・ H28.10.24 神戸市個人情報保護審議会
- ・ H28.11.8 兵庫後期高齢者医療広域連合の個人情報保護審査会
- ・ H28.12月下旬 後期高齢者医療レセプトデータと介護保険データを財団に提供
- ・ H29.3月末 報告書受領

レセプトデータの授受等に関する協定書（案）

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）とは、乙が甲に提供するレセプトデータに係る情報（以下「本件情報」という。）の授受等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準第98条に基づき、甲乙間の本件情報の授受等を承諾するにあたり必要事項と責務を定めるものである。

（情報の内容）

第2条 本協定における本件情報の内容については、乙の保有するレセプトデータのうち甲が実施する在宅医療の分析調査に必要な情報とする。

（情報の提供手段）

第3条 甲と乙の間における本件情報の提供は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られたデータにより行う。

2 甲と乙との間における本件情報の提供は、暗号化を行い解読困難なパスワードを設定した電子媒体の受け渡し、又は兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理にて行う。

（取扱い上の責務）

第4条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、甲の責任において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意義務をもって本件情報を適正に管理すること。
- (2) 本件情報の全部又は一部を在宅医療の分析調査以外の目的で複製し、又は複製しないこと。
- (3) 本件情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止すること。
- (4) 甲は、本件情報の漏えい、紛失等の事故が発生したときは、乙に直ちに通知するとともに、必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。
- (5) 甲は、本件情報を取り扱う者に対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施するものとし、当該研修の実施状況について乙に報告するものとする。
- (6) 甲は、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、甲の本件情報にかかる保有期間は提供を受けた日から5年間を限度とし、保有期間を超える本件情報については確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（情報取扱責任者）

第5条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、あらかじめ情報取扱責任者を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。情報取扱責任者を変更した場合も同様とする。

（情報提供の制限）

第6条 甲は、本件情報を、法令並びに甲及び乙が施行する個人情報保護条例に規定のある場合を除き、在宅医療の分析調査以外の目的で使用してはならない。

2 甲は、委託により在宅医療の分析調査を行おうとする場合は、委託業者に対し、本件情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は本件情報の適正な

管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(委託業者の指導、監督等)

第7条 甲は、前条第2項の場合において、委託業者に対し、個人情報等の取扱いに安全な管理が行われるよう、指導、監督を行わなければならない。

2 甲は、委託業者における本件情報の取扱いについて、すべての責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第8条 甲及び乙は、本件情報を取り扱う際に知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が解除された後もまた同様とする。

(法令等の遵守)

第9条 甲及び乙は、後期高齢者医療制度運用上必要な情報を保護するために、次の法令ほか関係法令及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

(5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成18年条例第19号)

(6) 甲が施行する個人情報保護条例等

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲又は乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、後期高齢者医療制度に係る情報を授受等する際の取扱いに関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 神戸市
代表者 神戸市長
久元 喜造

乙 兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長
蓬萊 務

在宅医療データ分析調査業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

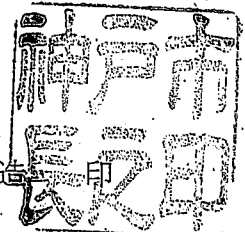
1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	2,500,000円（うち消費税及び地方消費税相当額185,185円。契約締結後乙の請求に基づき概算払） 事業終了後乙が提出する精算報告書に基づき精算
2 契約保証金（第10条関係）	なし
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	平成28年10月1日から平成29年3月31日
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な設備等を有償で提供する場合、その金額（第11条第3項関係）	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月1日

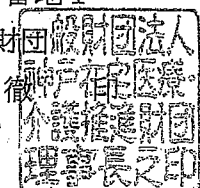
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造 印



神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地1
乙 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団

代表者 理事長 北 徹 印



仕 様 書

1. 委託業務の内容

(1) 目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療の推進をはじめとした「地域包括ケアシステム」を構築することが急務の課題とされている。

現在策定が進められている兵庫県地域医療構想においては、2025年の在宅医療需要が現況と比較して、1日あたり約1万人増加するとの推計が示されている。今後はこの推計に基づき、地域包括ケア病棟や在宅療養支援病院・診療所等の整備促進、及び訪問看護ステーションなどの在宅医療基盤を確保することが必要となっている。また、患者が自宅等でQOLの高い療養生活を送るためには、在宅医療の充実に加えて、患者やその家族の生活を支援する介護サービスや相談支援サービスの充実も必要である。

そこで、後期高齢者医療レセプトデータと介護保険データをもとに、市内における在宅医療の実施状況や高齢者の現状などの実態を把握し、在宅医療・介護連携の推進事業や地域医療施策推進の参考とすることを目的に、在宅医療データの調査・分析を行う。

(2) 業務内容

兵庫県後期高齢者医療のレセプトデータから、神戸市内の後期高齢者医療の被保険者に係る下記のレセプトデータの項目を抽出し、甲が提供する介護保険データとの突合を行い、在宅医療と介護サービスの提供状況等に関する統計資料の作成及び分析を行う。

<レセプトデータの収集項目>

- ・ 保険者番号
- ・ 後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・ 性別
- ・ 郵便番号
- ・ 年齢（生年月日）
- ・ 診療年月
- ・ 医療機関コード
- ・ 医療機関郵便番号
- ・ 診療行為コード
- ・ 診療行為名称
- ・ 診療行為点数
- ・ 傷病名コード
- ・ 傷病名
- ・ 算定回数
- ・ 日付
- ・ 診療実日数
- ・ レセプト全国共通キー

(2) 主な調査内容

- ・各区の患者における在宅医療の利用回数、利用内容及び地域格差
- ・各医療機関における在宅医療の提供回数、提供内容、診療報酬等
- ・夜間対応、緊急対応、在宅ターミナルケア、看取り等の診療行為、要介護度・介護サービスの提供状況 など

2. 業務実施の指示等

甲は、委託業務及び業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。また、乙は事業を円滑に進めるため、甲と業務の進捗状況や業務内容に関する協議を適宜実施するものとする。

3. 事業計画書の提出

乙は、委託契約締結後、速やかに事業計画書を甲に提出し、甲の承認を得ることとする。なお、年度途中に変更する場合も同様とする。

4. 成果物等の提出及び精算

(1) 成果物の提出

乙は、平成29年3月末までに、成果物を書面及び電子データにより甲に提出するものとする。

(2) 業務報告書の提出及び委託料の精算

乙は、委託料を委託業務以外の経費に支出してはならない。

乙は、委託業務終了後、速やかに業務報告書を甲に提出する。

甲は、乙から業務報告書が提出されたときは、速やかに委託料の精算を行うものとする。

5. 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

乙は、業務の一部を再委託する際には、再委託先の業務の内容並びに再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した書面により、事前に甲の承諾を得るものとする。

(2) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は甲に帰属するものとし、甲は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

また、乙における成果物の二次利用については、甲の了承を得るものとする。

(3) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、紛失及び改ざんの防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で、「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、以下のとおり厳格に対処するものとする。

- ①電子データの受け取りは、電子記録媒体（CD-R等）で行い、搬送は乙の職員2名以上による対応、又は高いセキュリティが保障される運搬サービスを利用することとする。
- ②電子記録媒体には、暗号化や解読困難なパスワードを設置して、管理者のみに通知するので、厳格に管理することとする。
- ③使用目的を達して保有する必要のなくなったデータは、業務終了時にデータを抹消することとする。
- ④個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して、必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行うこととする。
- ⑤データ分析等の再委託にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、再委託先にデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付け、甲にも同様に報告することとする。

委託契約約款

平成28年4月1日

(契約の目的)

第1条 甲は、別紙仕様書に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

2 乙は、頭書の表第2項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。

3 この契約は、頭書の表第2項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

(業務責任者)

第2条 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。

5 甲が乙に対して委託業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行うものとする。

(使用者としての責任)

第3条 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。

3 甲は、次に掲げる再委託の承諾をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により委託した歳入の徴収又は収納の事務の再委託

(2) 委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託

4 乙は、甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡してはならない。

(協力)

第5条 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

(作業場所及び作業者の届出)

第6条 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

2 乙は、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業人員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

(監督)

第7条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって必要な監督をするものとする。

2 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、前項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。

3 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第2条の業務責任者を通じて行うものとする。

(検査)

第8条 甲による委託業務の給付の検査は、乙からの甲の定める様式による履行届兼検査合格報告書（以下「履行届」という。）の提出があった日から10日（工事である委託業務については、14日）以内に行うものとする。

2 甲が乙のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善をした給付を終了したとして履行届の再度の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

3 検査は、神戸市契約規則（昭和39年3月神戸市規則第120号）第5章第2節又は第3節その他の法令に定めるところにより行う。

(委託料)

第9条 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、その日から30日（工事に係る委託料については、40日）以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、適法な支払請求があったものとししないものとする。

（契約保証金）

第10条 乙は、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害をてん補するため、契約金額の100分の3以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

- 2 第1項の契約保証金の額は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 前各項の規定により納付された契約保証金は、委託業務の最終の履行確認後、契約金を支払うときに返還するものとする。

（機械器具等の使用）

第11条 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品、設備等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

- 2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を提供する場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に提供する場合には、この限りでない。
- 3 乙は、前項の提供に対する対価として、頭書の表第4項に定める額の金員を甲に支払わなければならない。
- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、提供することができる。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、引渡場所及び引渡時期

等は、仕様書に定めるところによる。

(施設の使用)

第12条 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、委託業務履行のために仕様書に定めるところにより甲の施設を使用することができる。

2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せず甲の施設を使用する権原を与えるものではない。

3 乙は、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。

4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

(甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等)

第13条 乙は、第11条第2項の規定により提供された機械器具等、同条第5項の規定により提供された設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならず、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙がこれを賠償しないときは、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除するものとする。

2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

(成果物)

第14条 委託業務の履行により有体物及び無体物(以下「成果物」という。)が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後(以下「契約終了等の後」という。)においても、同様とする。

(特許権等の使用)

第15条 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第16条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

(成果物についての保証等)

第17条 乙は、委託業務の履行により成果物を作成したときは、成果物が仕様書で指定されているとおりに作成されていること及び成果物に瑕疵がないことを甲に対して保証する。

2 前項の保証期間は、成果物を甲に納入した日から1年間とし、その期間内に成果物に不具合があったときは、第8条の規定による甲の検査にかかわらず、乙は、自らの費用と責任において成果物の改修又は代替物の納入を行わなければならない。

3 乙は、甲に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証する。

4 乙の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の著作権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

(個人情報等の保護)

第18条 乙は、個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報(以下「個人情報等」という。)の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。

6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。

9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。

10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第19条 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、別紙神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、委託業務が特定個人情報（条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に記載された事項を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告義務等)

第20条 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

(調査等)

第21条 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(監査)

第22条 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

(契約終了等の後の措置)

第23条 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去しなければならない。

3 前項の場合において、乙が、正当な理由がなく、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

第24条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せずこの契約を解除することができる。この場合、第10条第3項の規定にかかわらず、契約保証金は、甲に帰属する。

(1) 委託期間等の終了までに契約を履行しないとき又はその見込みがないとき、契約上の義務を履行しないときその他この契約に違反したとき。

(2) 甲の職員の職務の執行を妨げたとき。

(3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他契約の

相手方として必要な資格が欠けたとき。

- (4) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。
- (5) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。
- (7) 乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又はこの契約が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。
- (10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。
- (11) この契約の履行に関し乙又は乙の従業員の責めに帰すべき事由により甲又は第三者（甲の職員を含む。次条において同じ。）に損害を与えたとき。
- (12) 乙に甲に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (13) 乙が次条第1項又は第3項に該当するとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の存続を不適當であると認めるとき。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約を解除した場合の精算）

第25条 前条の規定により契約を解除した場合において、第23条の規定にかかわらず、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

2 第10条の規定により契約保証金を免除したものにあっては、契約保証金相当額を、違約金として、前項に規定する相当代金から控除するものとし、当該相当代金の交付がない場合は、乙は契約保証金相当額を甲に支払うものとする。

3 第9条の規定による前金払又は概算払があったときは、当該前払金又は当該概算払の額（部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項に規定する相当代金から控除するものとする。この場合において、乙は、支払済みの前払金等になお余剰があるときは、その余剰金を甲に返還しなければならない。

（違約金、損害賠償等）

第26条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙（乙が共同企業体である場合にあっては、乙又は乙の代表者若しくは構成員。以下この項から第3項までにおいて同じ。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保

- に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人その他の団体である場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者。次号及び第6号において同じ。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、同項に規定する委託料の10分の1に相当する額のほか、委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第2条第1項から第4項まで、第4条第1項、第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項、第12条第3項若しくは第4項、第13条第2項、第14条第3項、第20条第1項、第21条第2項若しくは第22条第2項の規定に違反したとき又は第24条第1項第7号に該当するとき。委託料の10分の1に相当する額
- (2) 第18条、第19条又は第23条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。委託料の2分の1に相当する額
- 5 乙が第1項、第3項及び前項の金員を甲の指定する期限までに支払わないときは、乙は、当該

期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 6 乙が共同企業体である場合（共同企業体であった場合において乙が解散したとき（以下この項において「解散時」という。）を含む。）は、甲は、乙の代表者又は構成員（解散時にあっては、代表者であった者又は構成員であった者。以下同じ。）に第1項又は第3項から前項までの規定による金員の支払の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者及び構成員は、共同連帯して当該金員を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項から第5項までの規定による違約金又は遅延利息は、次項、第11項又は第12項の規定による損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 8 乙は、その責めに帰すべき事由によって委託期間等の終了までに契約を履行しないときは、延滞1日につき、委託料総額の1,000分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。ただし、委託業務の一部の履行が完了し、当該部分のみでも委託業務の目的を達成することができるときは、延滞1日につき延滞部分に関する委託料の1,000分の1に相当する額を違約金とする。
- 9 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。
- 10 この契約による成果物について、その引渡前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。
- 11 甲は、成果物に瑕疵があるときは、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、乙は、この契約の履行に関し乙又は乙の従業員の責めに帰すべき事由により甲又は第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 13 甲が前項の損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。
- 14 甲は、第1項、第3項から第5項まで、第8項、第11項又は第12項に規定する違約金又は損害賠償金、第23条3項に規定する処分に要した費用を委託料又は契約保証金から控除することにより徴収することができる。

（契約の変更等）

第27条 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容変更することができる。

（専属的合意管轄その他雑則）

第28条 この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところ

ろによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(印紙税)

第29条 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

(業者調査への協力)

第30条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

(疑義の解釈)

第31条 この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、神戸市契約規則その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

情報セキュリティ遵守特記事項

(趣旨)

第1条 この契約で定める情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款の特記条項として、特定個人情報を取り扱う業務又はネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）の委託契約に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(2) 特定個人情報

条例第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。

(3) 第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

(4) 重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び神戸市（以下「甲」という。）が指定する情報をいう。

(5) 情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により甲から業務を受託し情報を取り扱う者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年5月神戸市訓令甲第3号。市長の事務部局を除く機関の場合は、それぞれの機関が定めた同様のものに読み替えて適用するものとする。）及び神戸市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守し、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情報の取扱いにあたっては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備等)

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として総括責任者を選定して管理組織を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項に定める管理体制を書面により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも同様とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5条 乙は、乙の総括責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、委託業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに委託業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行わせなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第6条 乙は、乙の総括責任者及び従事者に対し、委託業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所及び従事者の届出)

第7条 乙は、委託業務に関する仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも同様とする。

2 乙は、委託業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の氏名及び役職その他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第8条 乙は、委託業務を履行するにあたって情報を収集するときは、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、甲の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(重要情報の管理)

第11条 乙は、委託業務に関する重要情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならないときは、甲の承諾を得たうえで、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

(再委託先の監督等)

第12条 乙は、委託業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(提供文書等の返還及び廃棄等)

第13条 乙は、委託業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、

甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

- 3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

(報告及び検査)

第14条 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。
- 3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第15条 乙は、甲の提供した情報並びに乙、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を履行するために乙、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、乙、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(留意事項)

委託業務が情報処理業務に該当しないが特定個人情報を取り扱う業務に該当する場合も、この特記事項を適用する。ただし、委託業務の実態に即して、明らかに該当しない条項(例：紙媒体以外を使用しないときは、電子計算機や電子記録媒体に係る条項など)を削除しても構わない。

兵庫県地域医療構想の概要

※ 頁数は、本編の対応頁を示します。

1 地域医療構想策定の背景・目的 (1~5 頁)

- 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025(平成 37)年に向け、「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制 (=「地域完結型医療」)が必要とされている。
- 本県でも、県民の理解のもと、①医療機能の分化・連携、②在宅医療の充実、それを支える③医療従事者の確保を進め、「地域完結型医療」の構築を目的として、地域医療構想を策定する。

2 策定のプロセス (9、10 頁)

- ① 2025 年の医療需要と必要病床数を、2013 年の診療データから推計し、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の機能ごとに算出



- ② 目指すべき医療提供体制を実現するための施策を検討
 - ・ 構想区域ごとに、医療・福祉関係者、保険者、県民、行政からなる「地域医療構想検討委員会」で課題の整理と具体的施策を検討し、素案を作成。



- ③ 兵庫県医療審議会への諮問、構想案に関する答申を経て策定。

3 構想区域 (7、8 頁)

- 保健医療計画の二次保健医療圏(10 圏域)を構想区域とする。

4 医療資源 (11~18 頁)

- 県全体では全国平均並。平均を大きく下回る圏域もあり、地域により偏りがある。

	一般病床数	療養病床数	医師数
全国	783.1	267.2	244.9
兵庫県	747.9	263.4	241.6
神戸	834.5	206.7	315.7
阪神南	665.1	237.5	279.8
阪神北	634.4	363.7	185.7
東播磨	706.8	233.1	192.1
北播磨	993.9	348.4	201.1
中播磨	760.1	229.8	203.7
西播磨	810.0	265.8	153.6
但馬	706.7	139.6	190.7
丹波	704.4	458.9	174.0
淡路	624.1	679.8	213.3

※ 人口 10 万人対の数値

5 2025 (平成 37) 年の必要病床数等推計方法 (30 頁)

- 必要病床数算定式 (法令及び推計ツールに基づき算定する)

$$\left(\begin{array}{c} 2013 \\ \text{入院受療率} \end{array} \times \begin{array}{c} 2025 \\ \text{推計人口} \end{array} \right) + \begin{array}{c} 2013 \\ \text{流入患者数} \end{array} - \begin{array}{c} 2013 \\ \text{流出患者数} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{病床稼働率} \\ \text{高度急性期 } 75\% \\ \text{急性期 } 78\% \\ \text{回復期 } 90\% \\ \text{慢性期 } 92\% \end{array}$$

性・年齢別に算定した総和

【推計の算定条件 (6 頁)】:

- ① 病床機能は診療点数で区分 (3000 点/日以上→高度急性期、600~3000 点→急性期、175~600 点→回復期、175 点未満→在宅)。慢性期は現在の療養病床入院受療率を補正 (地域差を是正) したものをを用いて算定する。なお、法令の定義は次のとおり。

- ・ 高度急性期 : 急性期患者の早期安定化に向け診療密度の特に高い医療を提供する
- ・ 急性期 : 急性期患者に医療を提供する (高度急性期を除く)
- ・ 回復期 : 急性期を経過した患者に、在宅復帰に向けた医療・リハビリを提供する
- ・ 慢性期 : 長期の療養が必要な患者、重度障害者、難病患者等を入院させる

- ② 流入・流出患者数には、府県間・圏域間の患者流動が反映されている。

6 2025（平成37）年の必要病床数等推計結果（28、30～32頁）

- 2025年の必要病床数、在宅医療需要の推計は次の表のとおりとなる。
- 現況と比較しつつ、各病床機能と在宅医療の体制を整備していく必要がある。

2025 (H37) 推計		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	病床数計 (床)	在宅医療需要 (人/日)	
神戸	H37 必要病床数	2,074	5,910	5,032	2,631	15,647	H37見込	26,547
	H26 病床機能報告	2,137	8,380	1,307	3,207	15,031	H25現況	16,765
	差引	63	2,470	△ 3,725	576	△ 616	今後の増加	9,782
阪神南	H37 必要病床数	1,279	3,468	2,859	1,664	9,270	H37見込	17,836
	H26 病床機能報告	1,221	4,727	605	2,327	8,880	H25現況	10,722
	差引	△ 58	1,259	△ 2,254	663	△ 390	今後の増加	7,114
阪神北	H37 必要病床数	497	1,890	1,718	2,465	6,570	H37見込	11,554
	H26 病床機能報告	25	3,461	391	2,815	6,692	H25現況	5,832
	差引	△ 472	1,571	△ 1,327	350	122	今後の増加	5,722
東播磨	H37 必要病床数	730	2,229	2,115	1,380	6,454	H37見込	7,844
	H26 病床機能報告	707	3,448	529	1,645	6,329	H25現況	4,509
	差引	△ 23	1,219	△ 1,586	265	△ 125	今後の増加	3,335
北播磨	H37 必要病床数	234	988	889	1,257	3,368	H37見込	3,057
	H26 病床機能報告	126	1,625	447	1,362	3,560	H25現況	2,308
	差引	△ 108	637	△ 442	105	192	今後の増加	749
中播磨	H37 必要病床数	658	1,959	1,901	752	5,270	H37見込	6,031
	H26 病床機能報告	790	3,134	536	1,104	5,564	H25現況	4,140
	差引	132	1,175	△ 1,365	352	294	今後の増加	1,891
西播磨	H37 必要病床数	145	708	900	468	2,221	H37見込	2,939
	H26 病床機能報告	6	1,654	253	737	2,650	H25現況	2,312
	差引	△ 139	946	△ 647	269	429	今後の増加	627
但馬	H37 必要病床数	133	541	476	250	1,400	H37見込	2,167
	H26 病床機能報告	18	932	210	314	1,474	H25現況	1,917
	差引	△ 115	391	△ 266	64	74	今後の増加	250
丹波	H37 必要病床数	52	236	204	339	831	H37見込	1,402
	H26 病床機能報告	4	612	44	468	1,128	H25現況	1,063
	差引	△ 48	376	△ 160	129	297	今後の増加	339
淡路	H37 必要病床数	99	328	438	559	1,424	H37見込	1,881
	H26 病床機能報告	19	774	184	832	1,809	H25現況	1,474
	差引	△ 80	446	△ 254	273	385	今後の増加	407
全県	H37 必要病床数	5,901	18,257	16,532	11,765	52,455	H37見込	81,257
	H26 病床機能報告	5,053	28,747	4,506	14,811	53,117	H25現況	51,040
	差引	△ 848	10,490	△ 12,026	3,046	662	今後の増加	30,217

※ H26 病床機能報告における病床機能は医療機関の自己申告であること、H37 必要病床数の将来推計は一定の仮定のもとでの試算であること、両者の病床機能の定義が異なり単純には比較できないことなどから、数値は今後、精緻化が必要である。

※ 推計はあくまで、医療需要の将来像を展望するためのものである。過剰になると見込まれる機能の病床については、必要な機能への転換を支援する。また、不足と見込まれる機能の病床については充実を図る必要がある。 【必要病床数等に関する留意事項は本編 31 頁】

7 課題と施策（主なもの）（33～44頁）

- 必要病床数・在宅医療の推計を踏まえ、①医療機能の分化・連携、②在宅医療の充実、それを支える③医療従事者の確保を軸として、施策を進める。
- 地域医療構想に全県と各圏域の課題・施策を掲げ、構想を根拠として医療介護総合確保基金等の財源を獲得・活用し、施策を推進・促進する。

【全県に共通する施策】

① 病床機能の分化・連携（34～37頁） ② 在宅医療の充実（38～40頁）

	【現状と課題】	【主な施策】
高度急性期	・全県的には不足が見込まれる。	・圏域内外の協力、連携体制の強化 ・公立病院、基幹病院を中心にICU、HCU等の高度急性期機能の充実
急性期	・いずれの圏域でも過剰と見込まれる。	・一部の急性期機能の拡充による高度急性期への転換支援 ・医療機関の改修等に伴う回復期機能への転換支援
回復期	・いずれの圏域でも不足が見込まれる。 ・在宅復帰に向けた回復期病床は、急性期病床や患者居住地近くにあることが望ましい。	・非稼働病床等を回復期病床として活用 ・医療機関の改修等に伴う回復期機能への転換支援
慢性期	・いずれの圏域でも過剰と見込まれる。 ・患者の受け皿としての在宅医療の充実が先決である。	・在宅復帰に向けたリハビリ、退院調整機能の充実 ・受け皿となる介護保険施設（老健等）への転換を促進
在宅医療	・回復期機能の強化・在宅復帰促進により、在宅医療の需要増加が予測される。 ・慢性期患者の受け皿としての在宅医療の充実が求められる。	・訪問診療・訪問歯科診療・訪問薬剤管理指導の提供機関、訪問看護ステーション等、在宅医療を提供する機関や事業所の整備
病床機能間及び在宅医療との連携	・入院医療から在宅医療・介護まで、切れ目のないサービス提供体制の構築が必要	・病診、診診連携、介護事業者との連携のための、ICTを活用したネットワーク、地域医療連携クリティカルパス等の整備

③ 医療人材確保（41～42頁）

県養成医師、大学寄附講座、インセンティブ制度拡充
看護職確保対策の推進（養成力の強化、離職防止対策、再就職支援）、訪問看護師の育成
普及啓発（43頁）
回復期医療や適正受診、在宅医療の重要性

【各圏域の特徴的施策（例）】（45～81頁）

圏域	【現状と課題】	【主な施策】
神戸 阪神南 東播磨	・高齢化率の上昇に伴い、回復期病床だけでなく、病床全体数も不足が見込まれる。	・自圏域での病床整備に加え、他圏域の医療機関との連携により医療供給を確保
阪神北	・二次救急医療の圏域内完結率が低く、高度医療を提供する救命救急センターがない。	・阪神地域救急医療連携会議等の場を活用し、疾患別輪番制や三次救急の協力体制を構築
北播磨	・集落の分散と、圏域外に在住する医師が多いことから、夜間対応が困難。	・「北はりま絆ネット」を、かかりつけ医・訪問看護師等の多職種連携ツールとして効果的に活用
中播磨	・中播磨・西播磨圏域の3次救急をはじめとする高度専門・急性期医療の充実、地域の医療機関との機能分担・連携が求められる。	・県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編による機能強化と圏域内病院との連携強化
西播磨	・中部から北部にかけて、中播磨の医療機関への流出が見られる。	・宍粟総合病院と神崎総合病院（中播磨）との公立病院間の連携強化 ・県立リハビリテーション西播磨病院の機能充実
但馬	・生産年齢人口の減少率が著しく、人材確保の困難が予想される。	・病院間連携による総合診療専門医養成プログラムの作成
丹波	・救急、がん、心疾患、脳疾患、ハイリスク分娩、重症児の入院医療機能の強化が求められる。	・県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合による機能強化 ・回復期機能充実、急性期医療等に係る圏域内外の医療機関との連携
淡路	・療養病床が一般病床より多く、在宅医療への移行が必要。	・医療・介護関係者の連携による、退院・施設利用・在宅医療の支援

8 施策の推進と体制（33、82頁）

- 医療機関等の自主的取組、医療介護総合確保基金等による促進等、国・県・市町と医療機関等が連携して取組む。
- 具体的な事業内容（主体、箇所等）は、基金事業計画の作成過程や、地域医療構想調整会議等の場で調整、検討する。
- また、県民への普及啓発（病床機能の分化連携、適正受診や在宅医療）にも力を入れ、県民の理解のもとで推進する。
- 施策の内容は、県民・関係団体への情報提供と知見の集約を通じ、また、法改正や診療報酬改定等の状況変化を踏まえ、今後も適宜修正を加える。

【本庁】：地域医療構想推進委員会

- ・各圏域の推進状況の報告を受け、施策の評価と構想の必要な見直しを行う。

【圏域】：地域医療構想調整会議

- ・医療・福祉関係者、県民、行政等により構成し、施策の具体的実施（主体、箇所等）について検討・調整する。

在宅医療データ分析調査業務に係る委託契約書（案）

一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団（以下「甲」という。）と株式会社ソラスト（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙仕様書により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	円（うち消費税及び地方消費税相当額 円。契約締結後乙の請求に基づき概算払） 事業終了後乙が提出する精算報告書に基づき精算
2 契約保証金	なし
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	平成 28 年 月 日から平成 29 年 3 月 31 日
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な設備等を有償で提供する場合、その金額	なし
5 別紙委託仕様書のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託仕様書に付加する条項の内容	なし

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

神戸市北区山田町下谷上字中一里山 1 4 番地 1
甲 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
代表者 理事長 北 徹 印

神戸市中央区小野柄通 7-1-1
乙 株式会社 ソラスト
代表者 神戸支社長 近藤 美紀 印

仕 様 書

1. 委託業務の目的及び内容

(1) 目的

後期高齢者医療レセプトデータと介護保険データをもとに、市内における在宅医療の実施状況や高齢者の現状などの実態を把握し、在宅医療・介護連携の推進事業や地域医療施策推進の参考とすることを目的に、在宅医療データの調査・分析を行うため、以下の業務を行う。

(2) 業務内容

神戸市内の後期高齢者医療の被保険者に係る下記の CSV ファイル形式のレセプトデータと介護保険データの突合作業を行い、Access ファイル形式に加工して統計表を作成する。

<レセプトデータの収集項目>

- ・保険者番号
- ・被保険者証の記号・番号
- ・性別
- ・郵便番号
- ・年齢（生年月日）
- ・診療年月
- ・医療機関コード
- ・医療機関郵便番号
- ・診療行為コード
- ・診療行為名称
- ・診療行為点数
- ・傷病名コード
- ・傷病名
- ・算定回数
- ・日付
- ・診療実日数
- ・レセプト全国共通キー

2. 業務実施の指示等

甲は、委託業務及び業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。また、乙は事業を円滑に進めるため、甲と業務の進捗状況や業務内容に関する協議を適宜実施するものとする。

3. 事業計画書の提出

乙は、委託契約締結後、速やかに事業計画書を甲に提出し、甲の承認を得ることとする。なお、年度途中に変更する場合も同様とする。

4. 成果物等の提出及び精算

(1) 成果物の提出

乙は、平成29年3月末までに、成果物を電子データにより甲に提出するものとする。

(2) 業務報告書の提出及び委託料の精算

乙は、委託料を委託業務以外の経費に支出してはならない。

乙は、委託業務終了後、速やかに業務報告書を甲に提出する。

甲は、乙から業務報告書が提出されたときは、速やかに委託料の精算を行うものとする。

5. 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は神戸市に帰属するものとし、乙は本業務の成果物を利用してはならない。

(2) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、紛失及び改ざんの防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で、「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、以下のとおり厳格に対処するものとする。

- ①電子データの受け取りは、電子記録媒体（CD-R等）で行い、搬送は乙の職員2名以上による対応、又は高いセキュリティが保障される運搬サービスを利用することとする。
- ②電子記録媒体には、暗号化や解読困難なパスワードを設置して、管理者のみに通知するので、厳格に管理することとする。
- ③使用目的を達して保有する必要のなくなったデータは、業務終了時にデータを抹消することとする。
- ④個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して、必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行うこととする。
- ⑤データの保護その他の管理に関する報告書を甲に提出することとする。

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団

事業概要

I 財団設立の趣旨

わが国における高齢化社会の進行は、世界にも例をみない速度であり、これに伴い、ねたきりや*認知症高齢者等への対応は、急務を告げています。

従来、介護サービスを必要とする高齢者や障害者の対応策としては、施設収容が中心に考えられてきましたが、これらの人々にとって社会生活から隔てられることなく、これまでと同様住みなれた地域社会で、近隣の人々とのふれ合いや助け合いの中で介護を受けながら生活していくことの意義や大切さが認識されつつあります。

しかし、一方で、かつて高齢者や障害者を支えてきた家庭や地域社会の相互扶助の機能が核家族化や価値観の多様化などにより低下してきています。

このため、医療と福祉の連携による在宅ケアに関する研究及び実践が緊急の課題となってきました。

以上の点から、地域医療を担う神戸市医師会、先駆的な福祉事業の開発や実践を行っている、こうべ市民福祉振興協会並びに神戸市の三者が協力し、「財団法人神戸在宅ケア研究所」を設立することにいたしました。

当研究所は、それぞれの知恵と創意を結集し、在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とするケアのあり方やシステムについて調査研究を行うとともに、在宅ケア事業や施設運営などを実践することにより、神戸市民の福祉の向上に寄与しようとするものであります。

(*当初の痴呆性老人等という表現は、認知症高齢者等に変更しています。)

(昭和62年6月 財団法人設立趣意書)

「一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団」に名称変更

本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、今後の事業展開が分かりやすく明確になるように、平成28年4月より一般財団法人神戸在宅ケア研究所から名称変更いたしました。

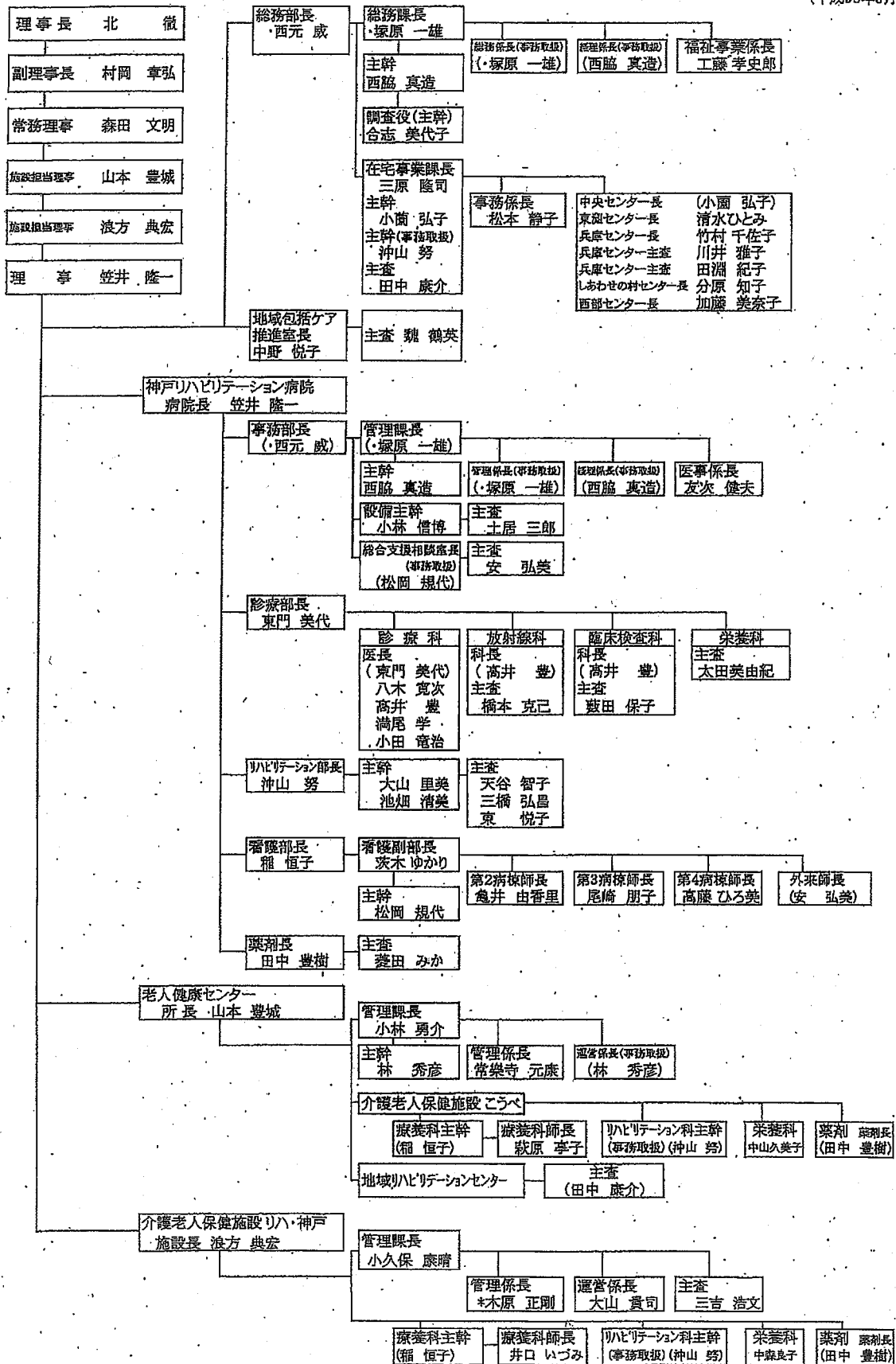
Ⅱ 財団の概要

- 1 名称 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
- 2 所在地 神戸市北区山田町下谷上字中一里山 14 番地の 1
しあわせの村内
- 3 設立許可 昭和62年7月7日
設立登記 昭和62年7月13日
一般財団法人移行登記 平成25年4月1日
名称変更による移行登記 平成28年4月1日
- 4 基本財産 100,000千円

出捐者	出捐額
一般社団法人 神戸市医師会	45,000千円
神戸市	35,000千円
公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会	20,000千円

5 機構

(平成28年8月1日)



・は神戸市現職職員及び神戸市派遣職員を示す
 *は神戸市再任用職員を示す
 ()は兼務を示す

6 職 員 数 (役員 5名を除く)

(平成28年8月1日現在)

区 分	部長級	課長級	係長級	係 員	合 計
総 務 部	1 (1)	5 (1)	9	170	185 (2)
総 務 課	1 (1)	3 (1)	1	12	17 (2)
在 宅 事 業 課	-	2	8	158	168
地域包括ケア推進室	1		1	2	4
神戸リハビリテーション病院	3	10	13	257	283
事 務 部	-	1	2	6	9
診 療 部	1	4	3	5	13
リハビリテーション部	1	2	3	104	110
看 護 部	1	2	4	138	145
薬 剤 部	-	1	1	4	6
老人健康センター	-	2	2	49	53
管 理 課	-	2	1	5	8
介護老人保健施設こうべ	-	-	1	31	32
地域リハビリテーションセンター	-	-	-	13	13
介護老人保健施設リハ・神戸	-	1	4	64	69
管 理 課	-	1	3	4	8
療 養 科 等	-	-	1	60	61
合 計	5 (1)	18 (1)	29	542	594 (2)

(注) ()は、神戸市派遣職員数で内書

7 役員等

(平成28年8月1日現在)

役職	氏名	現職名
評議員・議長	玉田 敏郎	神戸市副市長
評議員・副議長	置塩 隆	神戸市医師会会長
評議員	江草 康夫	垂水区医師会会長
評議員	大寺 直秀	神戸市社会福祉協議会常務理事
評議員	億川 潔	神戸市歯科医師会会長
評議員	片山 啓	灘区医師会会長
評議員	菊池 晴彦	地方独立行政法人神戸市民病院機構理事長
評議員	久次米 健市	長田区医師会会長
評議員	島 正彦	兵庫区医師会会長
評議員	高原 哲夫	北区医師会会長
評議員	多田 安温	西区医師会会長
評議員	長坂 肇	東灘区医師会会長
評議員	林 省治	中央区医師会会長
評議員	松井 誠一郎	須磨区医師会会長
評議員	三木 孝	神戸市保健福祉局長

(平成28年8月1日現在)

役 職	氏 名	現 職 名
理 事 長	北 徹	神戸市医療監
副 理 事 長	村 岡 章 弘	神戸市医師会副会長
常 務 理 事	森 田 文 明	神戸在宅医療・介護推進財団理事
施設担当理事	山 本 豊 城	老人健康センター所長
施設担当理事	浪 方 典 宏	リハ・神戸施設長
理 事	笠 井 隆 一	神戸リハビリテーション病院病院長
理 事	鹿 野 靖 雄	こうべ市民福祉振興協会専務理事
監 事	槇 村 博 之	神戸市医師会監事
監 事	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所所長

VII 主要事業の推移 (平成25年度～平成27年度)

事業名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備考
神戸リハビリテーション病院の管理運営				
延入院患者数	56,921 人	56,708 人	57,327 人	稼働病床数 168 床
1日平均入院患者数	155.9 人	155.4 人	156.6 人	
延外来患者数	1,863 人	1,968 人	1,729 人	
1日平均外来患者数	7.7 人	8.1 人	7.1 人	
老人健康センターの管理運営				
介護老人保健施設こうべ延入所者数	18,388 人	18,396 人	16,803 人	入所定員 54 人
1日平均入所者数	50.4 人	50.4 人	45.9 人	
地域リハビリテーションセンター延通所者数	5,457 人	5,335 人	5,664 人	通所定員 20 人/回
1日平均通所者数	12.5 人/回	12.2 人/回	13.0 人/回	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営				
延入所者数	31,605 人	30,930 人	29,646 人	入所定員 90 人
1日平均入所者数	86.6 人	84.7 人	81.0 人	
延通所者数	6,416 人	7,354 人	7,880 人	通所定員 30 人
1日平均通所者数	23.1 人	24.2 人	25.6 人	
訪問看護事業				
訪問回数	63,935 回	63,373 回	62,226 回	
内 リハビリテーション延訪問回数	6,061 回	5,988 回	7,096 回	
在宅介護支援事業				
居宅介護支援事業(えがおの窓口)				
ケアプラン管理延数	8,412 件	7,752 件	7,436 件	
地域包括支援センター				
相談実人数	15,635 人	14,791 人	14,853 人	
介護予防ケアプラン管理延数	8,467 件	9,406 件	10,000 件	
住宅改修助成事業				
助成件数	645 件	513 件	541 件	

参 考 資 料

1 施設概要

平成27年8月1日現在

神戸リハビリテーション病院	
所在地	北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 (しあわせの村内)
施設規模	鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 12,731㎡
施設内容	病床数 180床 [内訳] 一般病床 (4人室) 36室、(個室) 22室、 (特別個室) 2室 ICU (4人室) 3室
診療科目	内科、神経内科、リハビリテーション科、放射線科、歯科
開設日	昭和63年6月1日
老人健康センター	
所在地	中央区日暮通5丁目5番8号 (神戸高齢者総合ケアセンター内)
施設規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建、延床面積約13,300㎡のうち、 地下1階～地上3階部分(十部)約5,700㎡
施設内容	地域リハビリテーションセンター (1階) 通所定員 午前20人、午後20人 (水曜日は午前のみ) 介護老人保健施設 こうべ (2階) 入所定員 54人 (一般入所及びショートステイ) 療養室 (4人室) 11室、(2人室) 2室、(個室) 6室
開設日	平成8年11月6日
介護老人保健施設 リハ・神戸	
所在地	北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 (しあわせの村内) (神戸リハビリテーション病院南隣)
施設規模	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 約4,840㎡のうち、4,083㎡
施設内容	入所定員 90人 (一般入所及びショートステイ) 療養室 (4人室) 20室、(個室) 10室 通所定員 30人
開設日	平成12年4月19日

2 事業所概要

(1) 訪問看護ステーション

しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	中央区日暮通5丁目5番8号 (神戸高齢者総合ケアセンター1階)
事業開始日	平成7年1月1日
東灘しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成11年1月1日

西部しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	垂水区星陵台4丁目4番37号 (神戸市垂水区医師会館内)
事業開始日	平成12年1月4日
兵庫しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号 (神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日

(2) 地域包括支援センター (あんしんすこやかセンター)

魚崎南部あんしんすこやかセンター	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成18年4月1日
しあわせの村あんしんすこやかセンター	
所在地	北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 (しあわせの村内) (介護老人保健施設 リハ・神戸 内)
事業開始日	平成18年4月1日
新開地あんしんすこやかセンター	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号 (神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日

(3) 居宅介護支援事業所 (えがおの窓口)

しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	中央区日暮通5丁目5番8号 (神戸高齢者総合ケアセンター1階)
事業開始日	平成12年4月1日
東灘ケアプランセンター (ほくら・くるる)	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成12年4月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	垂水区星陵台4丁目4番37号 (垂水区医師会館内)
事業開始日	平成12年6月1日
しあわせの村在宅支援センター	
所在地	北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 (しあわせの村 介護老人保健施設 リハ・神戸 内)
事業開始日	平成12年4月1日
兵庫しあわせケアプランセンター	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号 (神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日

第9回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(その他)

平成28年11月8日

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた特定個人情報 保護評価の第三者点検について（資料1）	1
---	---

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた 特定個人情報保護評価の第三者点検について

1. 概要

特定個人情報保護評価については、社会保障・税番号制度の開始にあたり、平成27年7月に第三者点検を実施いただきましたが、平成29年7月の社会保障・税番号制度における情報連携開始に伴い、特定個人情報保護評価の再実施が必要なことから、第三者点検をお願いするものです。

2. 特定個人情報保護評価のスケジュール（案）

- (1) 平成28年10月19日
厚生労働省から特定個人情報保護評価書テンプレート（雛形）（暫定版）の送付あり
- (2) 平成28年11月
厚生労働省から特定個人情報保護評価書テンプレート（雛形）の送付
- (3) 平成28年12月初旬まで
特定個人情報保護評価書（案）の作成
- (4) 平成28年12月上旬から平成29年1月上旬まで
特定個人情報保護評価書（案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施
（資料配布場所）
 - ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局
 - ・兵庫県内市（区）町の後期高齢者医療担当課窓口
 - ・兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページ
- (5) 平成29年1月中旬まで
公募意見を踏まえ特定個人情報保護評価書（案）を修正
- (6) 平成29年1月中旬
特定個人情報保護評価書（案）を各委員に送付
- (7) 平成29年1月末から2月上旬
第三者点検の実施

3. 後期高齢者医療制度標準システムの情報連携開始対応スケジュール

別紙のとおり

